

《乗車定員が 11 名以上となる場合の保安基準等の法規に関する調査》

道路運送車両法では、定員 11 人以上の車両と、旅客自動車運送事業用自動車（緑ナンバー車）に対しては、一般車両よりも厳しい基準が適用されている。さらに、緑ナンバー車において定員 11 人以上の車両を用いて車掌を乗務させずに乗合運送を行う場合には、「ワンマンバスの構造要件」にも適合する必要がある（表 1）。これらの規定のうち、小型車両の乗合運送への使用の際に問題となる点について整理する。

現在、国産の適当な車両が存在しないが、対応車種として、トヨタ・ハイエース、ハイエースコミューターや日産・キャラバン、キャラバンマイクロバスなどが改造されて使用されている。乗車定員 11 人以上の旅客自動車運送事業用自動車の乗降口の階段は、有効奥行きが 300mm 以上必要と定められているが、現在日本国内で市販されている定員 11 人～15 人の小型マイクロバスは、車体構造がワゴン車と同じであり、その階段の奥行きは 200mm 程度となっている。このため、旅客自動車運送事業に用いる際には、階段奥行きを延長するためにステップの取り付け改造などを行う必要がある。以下に、改造事例を示す¹。

事例 1)

元の階段（有効奥行き 200mm）を塞ぎ、車両下部から引き出し式の有効奥行き 300mm の階段を設置。なお、市販のステップでは有効奥行きが不足するため、さらに折りたたみ式の鉄板で延長。改造費用は約 35 万円。床面とステップの段差が拡大し、乗降性が悪化。



事例 2)

車内からステップが出るように改造。改造費用は約 16 万円。乗り降りする度にステップを出す必要があり、利便性が悪化。



¹ 「日本における乗合旅客運送への小型車両導入に関する法制度上の課題」、福本、加藤（第 27 回交通工学研究発表会、2007 年）。

表 1 旅客運送事業用自動車（緑ナンバー）に対する保安基準の整理

保安基準条項		基準値		
		定員 10 人以下	定員 11 人以上	
第 22 条	座席の間隔	—	200mm 以上あること	
第 22 条の 4	頭部後傾抑止装置等	運転者席・旅客 3 人分備えること	—	
第 23 条	通路	有効幅 300mm 以上、有効高さ 1600mm 以上(座席との距離 2m 未満は 1200mm) の通路を設けること	同左	
第 25 条	乗降口（直接、着席できる座席の乗降口を除く）	有効幅 600mm 以上、有効高さ 1600mm 以上(座席との距離 2m 未満は 1200mm) の乗降口を設けること	同左	
	乗降口個数	—	定員 11 人以上の自動車の客室には乗降口を左側側面に 1 個以上設けること	
	ステップ高さ	ステップ 高さは最下段 450mm 以下、その他 400mm 以下であること	同左	
	すべり止め	乗降口の階段はすべり止めを施したものであること	同左	
	乗降用取手	乗降口には乗降用取手を備えること	同左	
第 47 条	消火器	—	定員 11 人以上の自動車には消火器を備えること	
第 50 条	採光	客室は適当な採光が得られること	同左	
	室内照明灯	客室には適当な照明を備えること	客室を均等に照明し、その光源は客室床面積 1 平方メートル当たり 5W 以上(蛍光灯の場合は 2W 以上) あること	
	運転者の側面窓	運転者席の側面窓は、幅、高さが 270mm 以上開放できること	同左	
	乗降口寸法（直接座席）	有効幅 470mm 以上、有効高さ 900mm 以上あること	同左	
	座席の間隔	200mm 以上あること	—	
	扉開放表示	扉開放方法を表示すること	扉の開閉装置が動力式である乗降口には、その付近に手動で開放できる装置を備え、開放方式を表示すること	
	乗降口の階段	—	有効奥行き 300mm 以上	
	車掌席	—	乗降口の付近に設けること（ワンマンバスを除く）	
	連絡装置	—	運転者席と車掌席とが 3m 以上離れているものにあつては、その間にブザーその他の連絡装置を設けること（ワンマンバスを除く）	
	ワンマンバス要件	—	—	乗降口扉は、旅客が容易に開放できない構造であること
		—	—	乗降口扉を運転者が運転席で開放できる構造であること
		—	—	乗降口扉を閉じた後でなければ発車できない構造であり、かつ運転者に開閉の状態を表示する装置を備えたものであること
		—	—	階段上の旅客の確認装置を備えたものであること
—		—	乗降口、車室内を確認する装置を備えたものであること	
—		—	室内放送装置を備えたものであること	
—		—	客室に降車合図ブザーを備えること	